

特集編の編集を終えて

今後10年程度先までの施策の方向等を示すものとして、平成27年3月に見直しが行われ、新たに策定された、「食料・農業・農村基本計画」では、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進める観点で食料・農業・農村政策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指すこととしています。

九州における農業は、担い手はもちろんのこと、小規模な経営や高齢農業者等を含め多様な農業者に支えられ、生産・供給が行われており、全国の農業産出額の2割強を占めるなど、地域経済を支える重要な基幹産業となっています。

しかし、産業として農業をみた場合、基幹的農業従事者は高齢化し、減少を続けており、農業が持続的に発展し、食料の安定供給という役割を発揮していくためには、農業を営む人、担い手を育成・確保していくことが重要な課題となっています。

これまで述べてきたように、それぞれ課題はありますが、認定農業者や集落営農などの担い手、新規就農や企業の農業参入は増加傾向にあり、また、女性の活躍も期待されているところです。今後とも、担い手に対して法人化等を通じた経営発展の後押しや重点的な支援を行うとともに、新規就農や企業参入の促進を図っていくことが重要です。

一方で、阿蘇の野焼きなどにみられるように、農業の有する多面的機能の維持・発揮や地域の伝統文化等の継承を図っていくためには、地域住民等を含めた地域全体で取り組んでいくことが重要です。地域の様々な経営規模の農業者や、家族経営や法人経営、副業的農家、高齢農業者等が活躍しています。本特集編では、主に産業政策の視点での担い手について取り上げましたが、地域を支える多様な農業者も九州農業を支える担い手といえます。

最後になりましたが、九州農政局では、九州農業の発展に向けて、産業政策と地域政策を車の両輪として、引き続き担い手の確保を図るため各種施策を推進していきます。

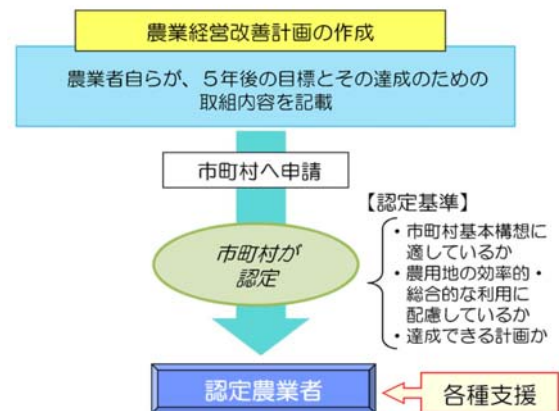
【参考資料】

I 用語の解説

【認定農業者（制度）】

○認定農業者制度の創設の経緯と概要

- 平成4年の新政策（新しい食料・農業・農村政策の方向）において、他産業並の年間労働時間と生涯所得を実現する「効率的・安定的な経営体」が生産の相当部分を担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、平成5年に認定農業者制度を創設。
- 具体的には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度。
- 経営改善に向けた意欲のある農業者であれば、①年齢・性別、②専業兼業の別、③経営規模、④営農類型、⑤組織形態等を問わず認定の対象。



○経営改善計画の記載内容

- 経営改善の方向（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- 経営規模の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- 生産方式に関する目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- 経営管理に関する目標（例：複式簿記での記帳等）
- 農業従事の様態の目標（例：休日制の導入等）等

市町村基本構想

地域における望ましい農業経営の姿として、以下の指標を提示

・営農類型別の経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等

・年間農業所得の目標

主たる従事者1人当たり概ね350万円～600万円程度で、市町村毎に地域における他産業従事者の所得を参考に設定

・年間労働時間の目標

概ね1,800～2,000時間程度

○認定農業者に対する主な支援措置（平成27年度）

- 認定農業者になることで、経営所得安定対策の交付対象となるとともに、(株)日本政策金融公庫の長期・低利融資や農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例等の支援措置が受けられる。

経営所得安定対策	- 生産条件不利補正交付金（ゲタ対策） - 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	- 麦・大豆のコスト割れの補填 - 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金（スーパージ資金）	経営改善のための長期低利融資。（農地、施設機械などの取得及び経営費用をまかなう長期運転資金にも利用可能。）
税制	農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。
出資	アグリビジネス投資育成株式会社（アグリ社）等による出資	認定農業者を含む農業法人は、農業法人投資円滑化法に基づく大臣承認を受けたアグリ社等から出資を受けることが可能。
農業者年金	農業者年金の保険料支援（特例付加年金）	保険料の半分（1万円/月）を国庫補助。

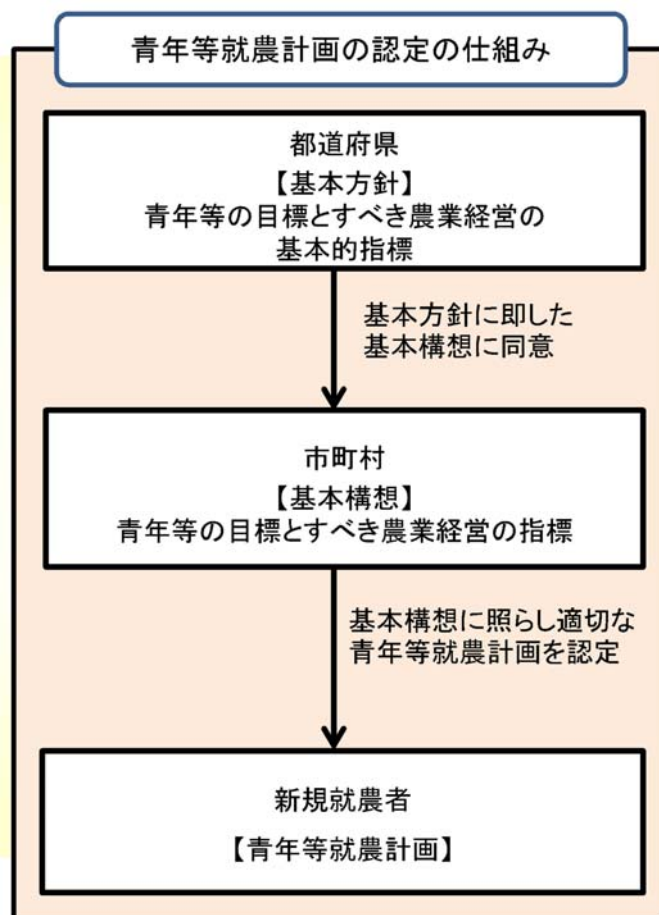
【認定新規就農者（制度）】

○認定新規就農者

- ・ 新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手を育成していくためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援が重要であることから、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の中に、新たに「青年等就農計画」について位置付けた。
- ・ 具体的には、新たに農業を始める者が、就農後数年後の経営の目標を規定した青年等就農計画を作成し、市町村が認定する制度。
- ・ 対象者は、新たに農業を営もうとする、青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）等。

○認定新規就農者に対する主な支援措置（平成27年度）

- ・ 早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に講じることとしており、青年就農給付金（経営開始型）、青年等就農資金（無利子融資）、経営所得安定対策などによる支援が受けられる。

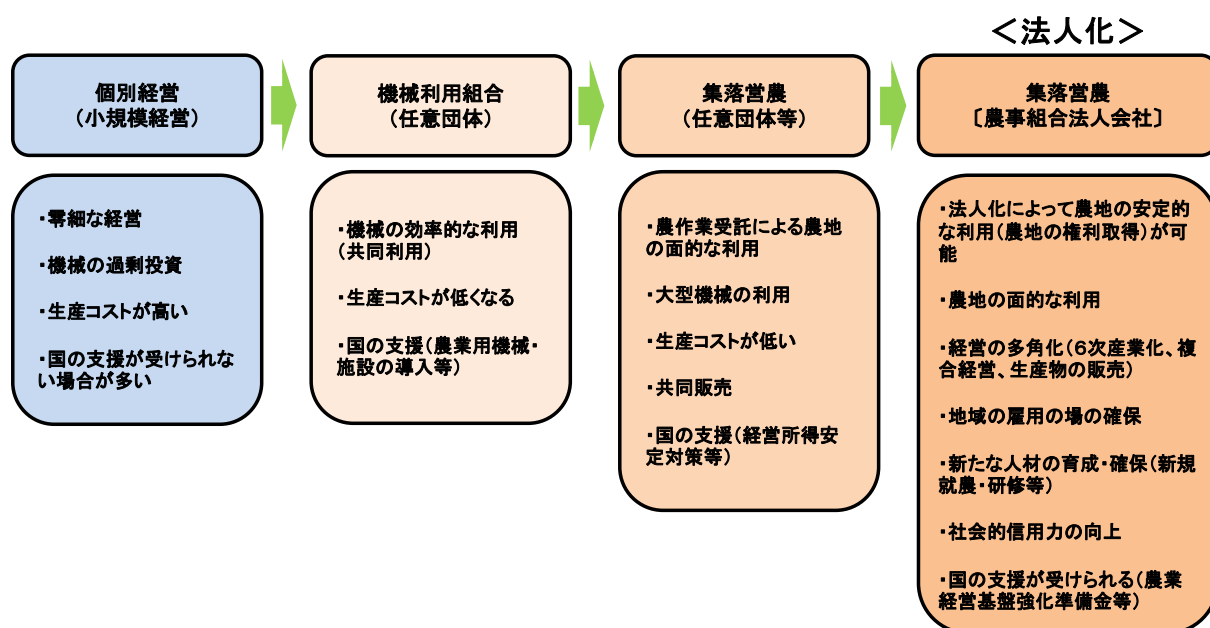


【集落営農】

○集落営農とは

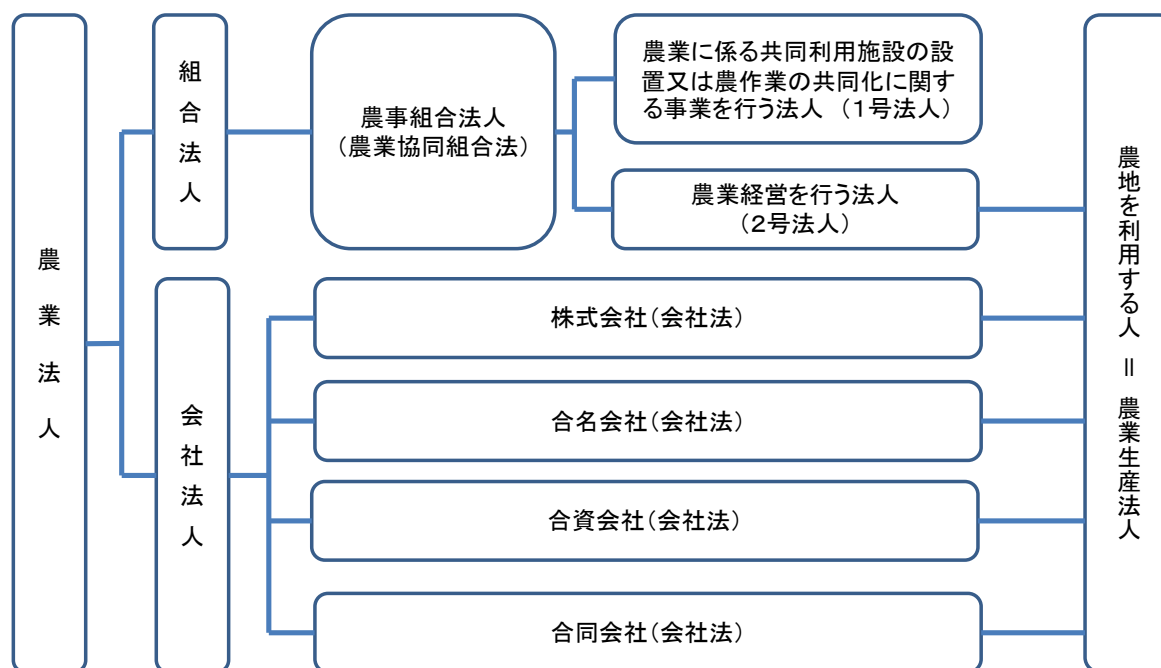
- ・ 集落を単位として、複数の個人が集まって、機械の共同利用、作業の共同化により経営の効率化を図る取組。
- ・ 農業機械を共同利用することにより、農業機械の過剰投資を避けることができ、生産コストの低減につながる。
- ・ 集落営農の形態としては、
 - ①構成員が共有している機械等を共同利用する「機械等共同利用型」
 - ②構成員が農作業を受託する「農作業受託型」
 - ③構成員が各々適した作業に従事し、協業で経営する「協業経営型」がある。

○集落営農の発展方向のイメージ



【農業法人】

- ・ 「法人形態」によって農業を営む法人の総称。
- ・ 法人には、「会社法人」と「農事組合法人」の2つのタイプがある。
- ・ 農業法人には、農地の権利取得の有無によって農業生産法人と一般法人に大別される。



※ 「農業生産法人」は、会社法や農業協同組合法に基づいて設立された法人のうち、農地の権利を取得できる一定の要件を満たす法人を「農業生産法人」と総称。

【6次産業化】

農林漁業者が生産した農産物等を、自ら販売・加工することによる付加価値の拡大・創造を図る取組や農山漁村に溢れている有形無形の様々な「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）を有効に活用して、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、商工業者と連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組み、農林水産物の高付加価値化や経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を図る取組のこと。

具体的には、農産物直売所での自家製農産物の販売や、漬物やそう菜、菓子など自家製農産物加工品の販売、また、観光農園や農家民宿、農家レストランの経営等も6次産業化といえる。

【人・農地プラン】

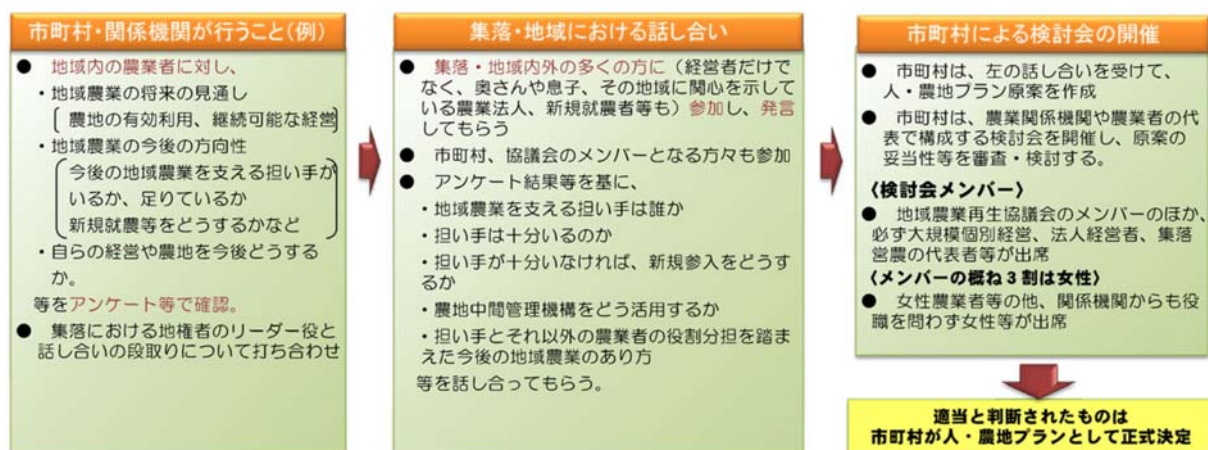
○人・農地プランとは

- ・それぞれの集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い作成するもの。
- ・人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本となるが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直すことが可能。

○プランの内容

- ・今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ・地域の担い手は十分確保されているか
- ・将来の農地利用のあり方
- ・農地中間管理機構の活用方針
- ・近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのぐらい出す意向か）
- ・中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

○プラン作成の進め方



Ⅱ 農業の発展に役立つ主な支援策（平成27年度）

認定農業者、集落営農組織、農業法人、認定新規就農者等担い手の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

取組内容	事業名	支援内容	問合せ先
「人と農地の問題」の解決	人・農地問題解決加速化支援事業	地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の見直しや、プランの実現に向けた取組を支援します。	最寄りの市町村、都道府県
担い手への農地の集積	機構集積協力金	地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します。	農地中間管理機構ホットライン (TEL 03-6744-2151) (Mail:kikou@nm.maff.go.jp)
新たに農業を始めたい	青年就農給付金 (準備型、経営開始型)	県農業大学校や先進農家・先進農業法人等での研修時や、農業経営を始めて間もない時期の収入を確保します。	市町村の農政担当窓口
	青年等就農資金	新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者の施設・機械の購入等に対して、無利子の資金を貸し付けます。	都道府県、普及指導センター、市町村、(株)日本政策金融公庫
新たな人材を確保したい	新規就農等相談支援事業、農の雇用事業	新規就農者を雇用する農業法人等を支援します。	農林水産省経営局就農・女性課就農促進グループ
集落営農等の組織化・法人化を進めたい	担い手経営発展支援事業	集落営農が組織化するために必要な経費を助成します。	最寄りの市町村
経営の安定を図りたい	経営所得安定対策 (畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策))	認定農業者、集落営農、認定新規就農者に、諸外国との生産条件の格差による不利により、コスト割れが発生している麦、大豆等の生産に対する交付金を交付します。	最寄りの地域農業再生協議会、九州農政局及び各地域センター (無料相談 TEL 0120-38-3786)
	経営所得安定対策 (米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策))	認定農業者、集落営農、認定新規就農者に、収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填する仕組みです。	

Ⅲ 農林漁業への新規就業に関する問合せ先

農林漁業への新規就業に関する問合せ先(九州管内)

九州農政局ホームページより

http://www.maff.go.jp/kvusyu/kikaku/koyou_soudan/nourin_toiawase.html

ホーム > 申請・お問い合わせ > 農山漁村における雇用相談 > (3) 農林漁業への新規就業に関する問い合わせ先(九州管内)

農業への新規就業相談窓口(県農業会議)

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	福岡県農業会議	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館	092-711-5070
佐賀県	佐賀県農業会議	840-0041	佐賀市城内1-6-5県庁南別館内	0952-23-7057
長崎県	長崎県農業会議	850-0861	長崎市江戸町2-1県庁第3別館内	095-822-9647
熊本県	熊本県農業会議	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁内本館10階	096-384-3333
大分県	大分県農業会議	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385
宮崎県	宮崎県農業会議	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211
鹿児島県	鹿児島県農業会議	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁行政棟11階	099-286-5815

農業への新規就業相談窓口(青年農業者等育成センター)

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	(公財)福岡県農業振興推進機構	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-716-8355
佐賀県	(公社)佐賀県農業公社	840-0041	佐賀市城内1-6-5	0952-26-9503
長崎県	(公財)長崎県農林水産業担い手育成基金	854-0062	諫早市小船越町3171	0957-25-0031
熊本県	(公財)熊本県農業公社 (熊本県新規就業支援センター)	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁本館10階	096-385-2679
大分県	(公社)大分県農業農村振興公社	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-535-0400
宮崎県	(公社)宮崎県農業振興公社	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-51-2631
鹿児島県	(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁行政棟11階	099-213-7223

林業への新規就業相談窓口

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	(公財)福岡県水源の森基金	810-0001	福岡市中央区天神3-14-31 天神リデンビル3階	092-732-5450
佐賀県	佐賀県森林組合連合会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278番地4 佐賀県森林会館内	0952-23-4191
長崎県	(一社)長崎県林業協会	854-0063	諫早市貝津町1122-6	0957-25-0184
熊本県	(公財)熊本県林業従事者育成基金	862-0950	熊本市中央区水前寺6丁目5-19 (住宅供給公社ビル内)	096-340-1151
大分県	大分県森林組合連合会	870-0844	大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館内	097-545-3500
宮崎県	宮崎県森林組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東1丁目11番1号	0985-25-5133
	(社)宮崎県林業労働機械化センター	880-0802	宮崎市別府町3-1宮崎日赤会館	0985-29-6008
鹿児島県	鹿児島県森林組合連合会	892-0816	鹿児島市山下町9番15号 鹿児島県林業会館3階	099-226-9471
	(公財)鹿児島県林業担い手育成基金 鹿児島県林業労働力確保支援センター	899-5302	始良市蒲生町上久徳182-1	0995-54-3131

漁業への新規就業相談窓口

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	福岡県漁業就業者確保育成センター	812-8577	福岡市博多区東公園7-7 (福岡県農林水産部水産局水産振興課内)	092-643-3563
佐賀県	佐賀県高等水産講習所	847-0122	唐津市唐房6-4948-23	0955-74-2565
長崎県	長崎県漁業就業者確保育成センター	850-8570	長崎市江戸町2-13 (長崎県水産部水産振興課内)	095-824-3624
熊本県	熊本県漁業就業者確保育成センター	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 (熊本県水産振興課内)	096-333-2457
大分県	大分県漁業就業者確保育成センター	870-0021	大分市府内町3-5-7 (大分県漁業協同組合内)	097-532-6611
宮崎県	宮崎県漁業就業者確保育成センター	880-0858	宮崎市港2-6 (宮崎県漁業協同組合連合会内)	0985-28-6111
鹿児島県	鹿児島県漁業就業者確保育成センター	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 (鹿児島県商工労働水産部水産振興課内)	099-286-3426